平成２１年（フ）第１３８号
福岡県京都郡苅田町磯浜町１丁目15番地10
コーポ磯浜101号
債務者　佐藤　真一
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１３９号
福岡県京都郡苅田町磯浜町１丁目15番地10
コーポ磯浜101号
債務者　佐藤　圭子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第４９２号
秋田市金足小泉字潟向17番地13
債務者　西方　京子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９３号
秋田市千秋城下町８番24号　ＡＰＴ８―24―Ｅ
債務者　久木　法和
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４３号
千葉県野田市木間ケ瀬2640番地11
債務者　佐藤　良香
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第９０９号
千葉県我孫子市日秀132番地３―406号
債務者　飯島　　稔
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第９１２号
千葉県松戸市金ケ作290番地の42
債務者　川村　緑郎
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第９１３号
千葉県松戸市金ケ作290番地の42
債務者　川村ミツ子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３号
千葉県松戸市稔台８丁目40番地の28
債務者　櫻井　浩子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１３４号
石川県加賀市湖城町１丁目36番地
債務者　円居　道代
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第６７号
福井県敦賀市中央町２丁目10番14号
債務者　田中　博茂
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第６８号
福井県敦賀市中央町２丁目10番14号
債務者　田中　元美
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第１６７５号
広島市中区鶴見町９番10―302号
債務者　鐵艸　和博
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５１号
広島県廿日市市宮島町141番地
債務者　川崎　博美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０９号
広島市南区宇品御幸２丁目16―２ハイツ高見301、住民票上の住所広島市東区牛田新町３丁目19番11―406号
債務者　堀田　早苗
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０号
山口県宇部市大字船木1381番地１
債務者　藤本富士恵
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第８０号
徳島県美馬市穴吹町口山字仕出原180番地、住民票上の住所徳島県吉野川市鴨島町敷地405番地３
債務者　中浦　貴浩
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
徳島地方裁判所美馬支部